第 千三百 五 九 號 昭和十七年八月

74

H

金 矅 日

告

示

◆鳥取縣告示第五百三十八號

昭和十六年四月鳥取縣告示第二百八十六號(蕃殖用家兎ノ販賣格

價指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事

土

肥

米

Z

月十日解キタリ

◆鳥取縣告示第五百三十九號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年八月十四日

十日指定セリ

鳥取縣知事 土 米

之

農地開發營團大山第二事業所開墾地宿舍

◆鳥取縣告示第五百四十號

地方事務官山本傳藏ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十七年八月

昭和十七年八月十四日

米川普通水利組合

鳥取縣知事

土

肥

米

之

新開川普通水利組合

◆鳥取縣告示第五百四十一號

地方事務官鈴木義太左記普通水利組合事務管理者ヲ昭和十七年八

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

· 新開川普通水利組合 米川普通水利組合

◇鳥取縣告示第五百四十二號

地方事務官杉本繁次郎ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十七年八

昭和十七年八月十四日

月十日指定セリ

本書ノ 大キ 國定規格 45

1

鳥取縣公報 火金曜日酸行 (特け翌日) 第 千 三 百 五昭和十七年八月 ++ 九四 **號日** (第三種郵便物認可)

鳥取縣知事

取

公

(第三種郵便物認可)

彙

### 土 肥 米 之

氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合 大井手普通水利組合

# ◇鳥取縣告示第五百四十三號

地方事務官上嶌政麞左記水利組合事務管理者ヲ昭和十七年八月十 日解キタリ

昭和十七年八月十四日

大井手普通水利組合

鳥取縣知事

1: Æ

米

Ż

氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合

◆鳥取縣告示第五百四十四號

國民體力法第九條ニ基キ昭和十七年度國民體力管理醫トシテ選任 シタル者左ノ如シ

昭和十七年八月十四日

齒科醫師

**昭和十七年度國民體力管理醫** 

(幽科)

ヲ

森圓倉

田道立

郎史光

肥 米

Ż

鳥取縣知事 土

嘉武正

## 報

# 戰時災害保護法の

施行に當 りて

(社 會

進んで銃後の國民活動を愈々活潑ならしめようとする趣旨により 立法せられたものであつて、その概要を記すと次の如くである。 期し、戰時災害に因る生活の不安を除去して民心の安定を圖り、 らの災害を受けた者並にその家族及び遺族に對する保護の完璧を 令並に訓令や告示が去る八月七日の本縣公報を以て公布された。 を以て公布、四月三十日から施行せられて、これが實施に關する縣 本法による保護は救助・扶助及び給與金の三種があるが、救助 この法律は戦争の際に於ける戦闘行爲に因る災害に對し、これ 戰時災害保護法は本年二月法律第七十一號(二月二十五日官報)

の種類は

收容施設の供與

### 業 扶 助

である。

課したり差押を行はれることはない。 める所によつて其の所有者に給せられる。そして本法により給與 れ、又住宅や家財の滅失又は毀損のあつた場合に於ても勅令の定 因る傷痍疾病に因り身体に著しき障害を存する者に對して給せら せられる給與金に對してはこれを標準として租税其の他の公課を 給與金は戰時災害に因つて死亡した者の遺族、及び戰時災害に

査を拒み妨げたり忌避したり、令ぜられた報告をせぬとか虚偽の なつてゐるのである。 報告をした者等に對しても五百圓以下の罰金が課せられることに 土地家屋若は物資の使用・收用等に關して官吏若は吏員の立入檢 罰金に處せられ、又羽助を行ふ必要上地方長官の行ふ施設の保管 或は受けしめたりした者は 六ヶ 月 以下の懲役又は五百圓以下の 次に本法による保護を詐偽其の他不正の手段に因つて受けたり

なつてゐる。

救助を行ひ又、勅令を以て定められた施設を管理し、土地家屋若

であつて、地方長官に於て必要ありと認めた場合は金銭を給して

右の外地方長官に於て必要と認むるもの

埋

學用品の給與

醫療及び助産

被服・寢具其の他生活必需品の給與及に貧與

は物資を使用し、或は物資を保管せしめるとか收用し得ることに

目的達成に努められるやり切望してやまない。 より各市町村に對し通牒されてゐるから、各位は協力して所期し 尙本法の實施について留意すべき事項は次の通りであつて、縣

に對してなされ、

扶助の種類は

生

扶 扶

助 助

養 活 3

**戰時災害に因り死亡したる者の配偶者若は直系卑屬及び直** 

直来卑麗及び直系尊屬

前項の者の配偶者(事實上の配偶者を含む以下同じ)若は

後なほ身体に著しい障害を存する者

**酸時災害に因り傷痍を受け又は疾病に罹つた者、及び治療** 

2

**戰時災害に因る危害につき適用される。** 本法は客年十二月八日大東亚戰爭勃發以後に於て發生した 但し本法施行前既

鳥

第千三百五十九號

取 縣 公 報

昭和十七年八月十四日

(第三種郵便物認可)

Ξ

B

取縣

公

報

昭和十七年八月十四日

- \_\_ 町村に在りては所轄地方事務所長の指示に依りてこれを設 救助計置は市に在りては本縣戰時災害救助計畫要綱に依り け應急放助の萬全を期する。 實施した敦助はこれを除く。
- Ξ 應急救助は防室計畫の避難及び救護の緊急措置と緊密な聯 することが大切である。 繋を要するから、市町村警防園とは一心同体の機能を發揮
- 29 若は誘導及び應急處置等であつて、それ以後必要なる措置 防空法に依る救護は被救護者の救護所又は避難所への移送 ないやら留意せねばならぬ。 は本法に依る鷹急救助として取扱ひ、相互間に間隙齟齬の
- 五 救助は現に應急救助を必要とする狀態にある者に對しこれ はこれを行はないのである。 であるが、他の手段に依つて目的を達し得るものに對して を行ふべきものであつて、貧富の別を問はないのは固より
- 大 救助は現物給付を原則とし、特別の必要ある場合の外は金 饞給付はこれを行はない。
- 七 醫療關係者又は建築關係者等をして任意の契約に依り救助 法第十一條に基く實費辨償の限度に準に の實施に從事せしめる場合に於けるこれ等の者の日當は、 収扱ふものである

- ス 優先し、本法に依る扶助は救護法、母子保證法又は醫療保 軍事扶助法又は國民徴用令に依る扶助は本法に依る扶助に 護法に依る保護に優先する。
- 九 扶助を受ける者に對しては其の自立向上を圖る爲生業扶助 の活用に意を用ひると共に、特に精神指導の徹底を期しな
- 0 本法に依る保護は其の特質に鑑み全額國費を以て支料せら 荷くも濫扱に渉らぬやう留意すべきである。 れるものであるから、其の趣旨を了得の上實施に當つては ければならぬ。
- = 救助及び扶助の實施に際しては迅速に處理し機宜の措置を 誤らぬやう習意すると共に、要保護者に對しては懇切を旨 とせねばならぬ。
- $\equiv$ 第三國の敷設した機雷に因る危害についても本法に依る保 護の對象としてこれを取扱ふ。
- ᆵ 本法に於て給與金の支給を規定せられてゐるのは、戰時災 態なきを期すべきである。 趣旨を誤らしめぬやり、給與金を受くべき者等の指導に遺 する國家保償の概念から發したものではないから、これが の素地を與へようとする意に出たものであつて、損害に對 害に因り危害を受けた者並に其の家族及び遺族の更生再起

# 住宅の毀損程度については概ね左に依負取扱ふ。

- 修復し得ざる程度に毀損したものはこれを滅失と見做す
- 2 を判定し毀損の程度を定める。 修復し得る程度の毀損については客觀的事情に依りこれ
- 五 **法第十五條の規定に依り市町村に於て一時繰替支辨すべき** 費用は、戰時災害保護法施行規則第九條に依る出頭旅費で 替を要する。 あつて、市にあつては救助の實施に要する費用もこれが繰

# 配給する乾麵の配給系統變更 米穀の配給量並米麥の 一部として

### (農 務 課)

勺(二五二瓦)麥・乾麵を合せて六勺(六〇瓦)計二四合勺(三 に鑑み、今回取敢へず八月中は右の規準量を變更して、米一合八 計二合四勺として配給せられてゐたのであるが、現下の食糧事情 二瓦)で配給することなにつて、この米穀の一部として配給す 從來來穀の配給量については、一人一日當米二合二勺、麥二勺

> る乾麵麪は從來の如く干物商其の他に配給せず、米麥 配 給 業 者 (圏体を含む) に配給を行はしめることになつたのである。

つてつける格差は從來の通りである。 て精変と乾麵との換算率は重量によつて等量とすることになつて ゐる。但し右の新規準量の範圍內に於て、年齡・性別・職業別によ

の爲に協力して消費規制上遺憾なきを期せられたいのである。 協力せられるやり格段の協力を切望する次第である。 各位に於ても種々不便の點もあることと思ふが、縣の食糧對策 なほ保有米所有者は出來得る限り節米に努めて、米穀の供出に

## 滿 洲開發は共榮圏 0

南方のみに目を奪はれず

各位の發奮波滿を期待す

會 課)

社

東亞の我が盟邦として共榮圏の確固たる一翼たらしめることは、 日本と満洲とは不可分であつて一体である。満洲國を完成して

Δ

取

報

十四日

日滿雨國の爲のみならず、大東亞建設の基幹として是非一日も速 かに成就しなければならぬ大問題である。

**應しくない者が多いのである。** 数年にして地を變へる者が多くて所謂民族協和の中核体たるに相 中には官公吏、鐵道從業員或は商工業者等がその大部分を占め、 る努力協談を必要とすること實に多大なるべきものである。 して東洋永遠の平和を確立する爲には、我が日本國民の大々的な 建し、外は國防の充實を圖り內は產業の開發、文化の建設を完ら 人口四千萬に對しては百分の二に過ぎない。しかもこの八十萬の 大精神に則り日本人をその中核として民族協和の王道樂土を創 今や満洲國にある大和民族は約八十萬と算せられるが、満洲國 今や瀟淵図は建國十年を迎へて益々發展の過程にあるが、 建國

鑑成し得られるのである。 らないのである。優良なる日本農民が滿洲に落ちついて繭洲農民 これが爲には日本農民の移住こそ最も肝要なるものといはねばな の平和創建の基礎たらしめる爲にはしつかり滿洲の大地に根を下 ろし、足を踏みしめて動かぬ日本人の定住が是非必要であつて、 滿洲國建設に**賃**に協力して不動の優秀國家たらしめ、東洋永遠 満洲國人に協力してこそ建國精神の大理想は完全に

> が、今や一葦帶水、東京より急行列車六十時間足らずで國都に達 外國移民が提唱されたけれども思ふやうに行かなかつたのである 現在日本の農地としては現在の約半數の農民を以て適當とするこ 國農村疲弊の最大原因であることは皆人の熟知する處であつて、 る土地に對して多數の農民が活動生活してゐるといふことが我が や我が國農業經營の惱みは土地と人口との不均衡にある。 爲のみならず日本自身の農民の生活の爲にも是非必要である。 とに願つてもない幸福といはねばならぬ しかも雨者の爲にこの移民が是非必要であるといふことは、 し得る隣邦瀟洲國に、日本移民の好適地が手を受けて待つてゐて とは一般に認められてゐるところである。これがため近年邦人の 一面我が日本農民が滿洲に進出するといふことは、 滿洲建設の

の重要性が强調せられ、國民の南方發展意慾が廣まりつ」あるこ とはもとより喜ばしいことである。 大東亚戰爭以來我が皇軍の赫々たる大戰果と共に南方資源開發

實施されねばならぬのであつて、土着的農民とか一攫千金的な人 てはどうても選ばれたる、そして練成されたる少數者によつて、 々の渡航に許されてゐない。從つて日本農民の大量的に發展すべ 南方の開發は今後吾々日本人の重大な責務であるが、現狀とし しては、滿洲國を以て最好の適地としなければならない

である。

i

努力を拂つてゐるのであるが、開拓民は滿洲の地に定住して永久 働力の増加と家畜の増殖によつて自家能力の自作經營を第一條件 持つて瀟洲に渡り、土地を買つて地主となるとすれば一町步三四 爲に開拓民は自産自給の自作農者であることを必要とする。 に彼の地に農業の根を下すものでなくてはならぬ。從つてこれが とするのである くして歸つて來ねばならぬことゝなる。どうしても自產自給で勞 は低位生活に慣れた生活力の強い流入に追ひ込まれて元も子もな ば二三町自作しても七八町は小作に出せるわけであるが、これで 十圓で十町步買つても三四百圓だから、これを滿人に小作させれ 政府は右の理由により滿洲開拓民の送出については一方なら 金を

販賣にしても學校や病院の經營にしても、又治安の不充分な地域 二百乃至三百戸の集團制をとつてゐる。 ゐるが)からいつても集團的經營をとつてゐるのであつて、 に於ては匪賊等の脅威に對抗する點へこれは極めて僅少になつて 第二に開拓民は集團的とすることを建前としてゐる。農作物の 大体

次に政府は開拓民の送出について嚴選訓練を第三の條件として 自産自給による農業経營には体格が張健であつて思想が堅

据置き、二十五ヶ年均等償還で借入れが出來る。 の政府補助を開拓團に纏めて交付することになつてゐる。 農具家畜、其の他學校病院等文化施設の爲に一人當り千四五百圓 て送り出してゐるのである。 心の持主として小我を捨てゝ大我に就く心構へを有するもの 質であることを要する。 なほこの外に必要な費用は満洲拓殖公社で年利四分五厘五ケ年 そして訓練によつて魂を歩り直し、 そして送出に當つては渡航費、 住宅 とし 不動

ある。 勇軍は衆知の通りである と工とを共に行ふものであつて、 か馬具修繕工・トラクター修繕工のやうなもの、農工開拓民は農 林業を營み夏期に田畑を耕作するもの、 **新民・青少年義勇軍等であつて、農業開拓民は所謂集團開拓民で** 瀛洲院拓民は農業開拓民・半農的開拓民・商工業院拓民・ 農工開 牛農的開拓民は林業移民・漁業移民の如く半年は漁業とか 中小商工業轉業者を對象として昨年から始められ 軍の工員(軍屬)としての身分 商工業開拓民は野鍛冶と た。 義

つて、 歩であるから凡そ六七千町歩の土地に三百戸が入つて行くのであ は約二里四方卽ち四方里位ある。一方里の面積が千五百五十五町 今農業開拓民の入植について記すと、三百戸の村に要する土地 まづ入植の二割郎ち五六十人を先遺隊とするが、 そのうち

取

縣公 報

るから凍る前に穴を掘つて野菜を貯蔵し、翌年三四月に本隊の來 備員等も共に入つて團本部をつくり、滿人の家等を修繕して共同 事をする。蔬菜作りはその主な仕事であつて、十一月になると凍 宿舍とし、井戸を掘り野菜をつくり薪を取り、種々部落建設の仕 であつて、この入植の時四十名が補充され、團長・農事指導員・警 二十名位を基幹先遺隊とし、 る用意をして置くのである。 **基幹先遺除は滷洲に於て一ケ年の訓練を受けて入植地に入るの** 四十名位を補充先遺隊とする。

三十戸位づゝ一集團をなし、これが十あつまつて三百戸の部落が 出來るのである。 部といつたやうなものをつくり、始め本隊は共同宿舍に入るがや 中央に團本部があつて、その附近に種々な木工場や鍛工場、蹄鐵 がて個人の宿舎が出來る。部落は本部を中心にして適當な場所に 本隊が到着して開拓團が揃ふのであるが、開拓團は二里四方の

米・精粉・味噌・醬油の醸造から、酒も造り油も絞り豆腐も造る。酒 は大体控へることになつてゐるが、飲んでよい時は園長が許し、 のであつて、最初に産業組合の共同工場のやうなものを作つて精 人植記念等適當の時には大いに祝ふことになるのである。 一集團はこの二十乃至三十づゝの集團となつてその附近を耕す

> ◎週 報 寫眞週報揭載內容

## ▲週

〇我が對敵放送戰

〇統制會の進展

**企**寫 眞 ○米の策動と中南米の近情○油脂統制機構の單一化○大東亜の鑛工業電力方策 〇鈴木企畫院總裁の南方土産話―寫眞及記事〇日本色深まる昭南島

# 文部省推薦青年圖書

〇日タイ學生鍛錬會― 〇純忠を仰ぎ子等の胸は迫る

中禪寺湖畔

軍神岩佐中佐敬頌班

○次期作戰に備へて人も艦も一息つく○陸軍報道班員の彼南便り一讀物

〇皇軍の戰傷兵を勞はるマニラの看護婦さん

〇比島の建設は快足調に進む

◆工場の四季

♦楠木正成 協和書房 發 行昭一七・四・二五

武者小路實篤著 定 價

一圓二十錢

木

一著

◇お台所の理科研究 所究社 **競** 行 坂上書院 酸 昭一七·四·一

定 B 六 價判 尾

一圓四十錢

二三〇頁

務 支

ED

刷所鳥取刑務鳥取縣氣高郡大正村大字古海行者。 鳥 取縣鳥 取市 東島

發

昭和十七年八月十四日發行昭和十七年八月十四日印刷

町 縣